

平成29年度

# 事業計画書

一般財団法人 全国競輪選手共済会

## 方 針

我が国の経済は、雇用・所得環境の改善が続くなかで、景気は緩やかな回復基調にあると言われている。一方、就任直後のアメリカ新大統領が推し進める経済・貿易政策等が今後、日本国内の金融市場や景気回復の先行きに与える影響が懸念される場所である。

競輪界ではF 開催・ミッドナイト競輪の売上が好調で、総車券売上は前年度並みの推移を示しているが、グレードレースの売上が大きく減少している。こうした状況を踏まえ平成29年度は、新規ファンの獲得並びに売上増加に資するべく新たな試みとして、G のナイター開催を2節実施することとなった。また、ミッドナイト競輪については、売上が好調なことから今後も開催節数の増加が見込まれるが、夜間開催時の医療体制の整備拡充が望まれる。

本年度の共済事業の執行にあたっては、引き続き関係団体の支援と協力のもと、適正円滑な事業運営に努める。

給付事業は、落車件数、正会員数の推移及び給付動向等を勘案した予算編成を行い、落車事故による医療、休養及び後遺障害に対する適正な給付に努める。

育英金事業は、障害年金該当者等の子弟に対し年金を支給し高等学校または高等専門学校卒業までの就学支援を行う。

貸付事業は、本年度貸付規程の一部を改正し利用者の利便性の向上を図るとともに、貸金業法に基づき選手への福利厚生の一環として適正な事業の執行に努める。

AED普及事業は、選手及び関係団体職員に対し、心肺停止等の緊急時における的確な操作方法の習熟を目途に、適時実技講習会を実施しAEDの普及啓もう活動に努める。

また、日本競輪選手会からの受託業務である退職給付及び競輪選手年金に関する支給事務については、本年度も適正円滑な事務処理の実施に努める。

本年度の事業概要は、次のとおりである。

- 1．給付事業については、近年の給付実績と給付動向を勘案し、基本的に各給付とも前年度を踏襲した予算編成を行い、適正な給付の執行に努める。
- 2．競輪選手オリンピック年金事業は、受給者1名分を計上し事業を執行するとともに、現在該当する5名の総支給額は既に積み立てていることから、年金資産から生じる果実については一般会計に戻し入れる。
- 3．育英金事業は、重度障害者及び死亡した正会員の子弟に対して学費等を補助するものであるが、本年度もこの事業目的を踏まえ事業を執行する。なお、運用財源については、一般会計からの繰入金等を充当して事業を執行する。
- 4．貸付事業は、本年度貸付規程の一部を改正し、利用者の利便性の向上を図り事業の執行に努める。  
また、一般貸付の貸付利率は、一年間の固定金利で年度毎に融資先銀行と協議決定しているが、本年度の貸付利率は、平成29年3月末における金融機関との約定金利を適用する。
- 5．AED普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、緊急救命時の対応を図ることを目的に、全競輪場及び全国17ヶ所の自転車競技場にAED(自動体外式除細動器)を設置しており、事業内容に則した適正な運用と保守管理を行う。  
また、JKA、日本競輪選手会と連携して心肺停止等の傷病者対応処置を目的としたAEDの講習会を実施することにより、選手及びJKA各競技部現場担当者等の技術の習熟に努める。
- 6．その他の関連事業として、本会が事務局となっている退職選手職業指導委員会については、一般社会にあっても厳しい就職状況下、引退選手のセカンドキャリアサポートとして、元競輪選手の人材雇用に関心を示す企業を開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介し、その情報提供に努める。

また、正会員及び関係者の福利厚生施設として利用契約を締結している「ラフォーレ

倶楽部」については、本年度も引き続き活用し福利厚生増進に努める。

7. 以上の給付事業及び関連事業を執行するため、次の5会計区分の収支予算を編成する。

(1) 一般会計

事業活動収入は関係団体からの助成金として補助金等収入11億8,877万余円、基本財産運用収入及び特定資産運用収入2万余円、入会金収入78万円、受取利息として雑収入15万円、他会計からの繰入金収入1万円、日本競輪選手会からの退職給付及び競輪選手年金の受託業務に係わる事業収入1,763万余円の合計12億736万余円を計上する。

事業活動支出は諸給付及び障害特別見舞金として共済事業費7億9,614万円を含め事業費支出9億2,722万円、管理費として8,176万余円、障害年金特別会計への繰入金1億7,000万円及び育英金特別会計への繰入金1,058万円を合わせた他会計への繰入金支出1億8,058万円の合計11億8,956万余円を計上する。

投資活動支出は職員退職給付引当資産への繰り入れとして特定資産取得支出780万円を計上する。

また、予備費支出として1,000万円を計上する。

(2) 障害年金特別会計

事業活動収入は特定資産利息収入14万円及び受取利息1万円とし、事業費支出及び障害年金引当金への積立不足については本年度不足分の一部を一般会計から繰り入れることとし、一般会計繰入金収入1億7,000万円の合計1億7,015万円を計上する。

また、事業活動支出は、障害年金受給者27名（新規受給者1名を含む。）8,266万円を計上し、事業活動収支差額の8,749万円は障害年金積立資産に繰り入れる。

(3) 競輪選手オリンピック年金特別会計

競輪選手オリンピック年金基金より生じる特定資産利息収入1万円を一般会計への繰入金支出に計上する。

また、事業活動支出は、競輪選手オリンピック年金受給者1名84万円を計上する。

(4) 育英金特別会計

事業活動収入は、特定資産利息収入3万円及び受取利息収入1万円とし、不足財源

については一般会計から繰り入れ、一般会計繰入金収入として1,058万円の合計1,062万円を計上する。

また、事業活動支出は、育英年金受給者30名（新規受給者3名を含む。）972万円及び育英一時金7名90万円、合計1,062万円を計上する。

(5) 一般貸付特別会計

本年度の貸付計画は前年度の実績等を踏まえ、一般貸付については貸付口数を150口、貸付金額5億4,600万円、返済については23,800件、返済金額10億3,600万円を計上する。

事業計画の概略は以上のとおりであるが、事業執行にあたっては関係団体と連絡を密にし、適正円滑な処理に努め、競輪の健全な発展に寄与する。

## 1. 会 議

本会の運営に関する重要事項を審議決定し、また執行状況について審査を受け、あるいは業務を適正に執行するため、必要に応じ次の諸会議を開催しまたはこれに参画する。

### (1) 主要会議

理事会

評議員会

監査会

共済制度改善委員会

給付審議委員会

### (2) その他の会議

関係団体との業務打合せ会議

業務受託者との連絡会議

専門医との連絡会

退職選手職業指導委員会

その他必要な会議

### (3) 参画する会議

選手制度及び共済制度等に関する会議

日本競輪選手会本・支部研修会

日本競輪選手会プロサイクリスト編集会議

## 2 . 給 付 事 業

給付事業は、現在の競輪界の厳しい状況においても、選手が安心して競走に専念できる環境を維持するべく、日本競輪選手会をはじめとする関係団体の支援・協力のもと、競輪選手の災害補償として行っているものである。

給付事業については、平成26年7月に給付額の算定基準の一部改正による給付の減額や、長期療養を伴う重傷者が減少したこと等により、共済事業費全体として減少傾向を示している。

本年度の給付事業については、これらの状況を踏まえつつ、競輪において発生する負傷リスクに対応できるよう、選手及び関係団体の期待に応える。

本年度の予算は、競輪参加中及び競輪参加外の給付については、過去の給付実績の推移と今後の動向等を総合的に勘案し、共済事業費に7億9,614万円を計上する。

### (1) 医療給付

正会員に対する医療給付は、落車負傷に対する医療費であることから、落車件数、負傷の程度や医療保険制度改革等の影響を受けやすいため、常にその動向が注目される。

参加中の医療給付については、平成27年1月に高額療養費制度の改正により限度額が細分化され、一般所得世帯を多く含む競輪選手の保険自己負担分が減少したことや、長期療養を伴う重傷者の減少等により医療給付全体として減少傾向にある。

しかしながら、落車件数の推移は前年に比べ大幅な変化は見られない状況にあることから、本年度の予算については予定されるレース数をもとに医療給付発生率を検証し支出を見込んだ。

参加外の医療給付は、訓練中及び練習中等の落車負傷による診療費が支給対象となることから、過去の給付実績をもとにその支出を見込んだ。

以上より本年度の予算は、参加中7,590件1億3,035万円、参加外330件780万円、合計7,920件1億3,815万円を計上する。

なお、本給付の執行にあたっては、高額療養費制度による各個人の自己負担限度額を的確に把握し、より適正な給付処理に努める。

## (2) 休養給付

参加中の休養給付は、競輪競走中の負傷による療養期間に対して支給されるものであることから、落車件数及び休養日数により大きく左右される。

近年においては、平成26年7月の給付額の算定基準の一部改正以降、給付件数及び給付額の実績は大幅に減少している。

さらに、重傷者が減少したことにより、長期休養受給者も大幅に減少している状況を踏まえ、本年度の予算については予定されるレース数をもとに休養給付発生率を検証し支出を見込んだ。

参加外の休養給付については、訓練中及び練習中の負傷による療養期間に対し支給されるものであることから、過去の給付実績をもとにその支出を見込んだ。

以上より本年度の予算は、参加中1,610件3億6,000万円、参加外117件2,200万円、合計1,727件3億8,200万円を計上する。

なお、本給付の執行にあたっては、療養状態を的確に把握するため必要に応じ実態調査を行い、より適正な給付処理に努める。

## (3) 傷病見舞金給付

傷病見舞金給付は、競輪参加中の受傷者に対する見舞金と重傷者に対する緊急措置費を支給する関係から、競輪競走中の落車件数の動向に大きく左右される。

本年度の予算については、レース数と給付発生率を勘案し、競輪参加中の受傷者に対する傷病見舞金に2,555件1,490万円、入院時の対応に充てる入院雑費及び重傷者家族招致旅費として緊急措置費に365件78万円、合計2,920件1,568万円を計上する。

## (4) 障害給付

障害給付は、労働者災害補償保険法の身体障害者等級表を準用しつつ、更に競輪選手における特殊性を加味することにより、一部障害については競輪界独自の認定基準による等級表の設定を行っている。

障害の認定については、症状の安定固定した段階での認定となることから、受傷については本年度発生したものに限られず、過去発生した受傷による障害認定が大部分を占めることとなる。

平成28年度に発生した障害等級が見込まれる受傷については、重大事故による重度障害の発生見込は少ないと考えられるが、鎖骨・肋骨骨折等の障害見舞金該当の発生



見込については大幅な変化はないと見込まれる。

また、平成26年7月に給付額算定基準の改正により障害給付の減額を図ったが、改正以前の受傷によるものについては、経過措置として旧規程が適用されていた。この旧規程による取扱いは、改正後2年以上経過したことから、今後の適用は少ないと見込まれる。

以上のことから、本年度の予算は、新規程による認定を基に、軽度障害者、中度障害者、重度障害者について過去の給付実績を検証し見込んだ。

なお、本給付の執行にあたっては、参加中及び参加外ともに障害給付の認定基準及び各等級に則した適正な給付処理に努める。

#### 障害一時金・障害見舞金

参加中の障害一時金及び障害見舞金については、重度障害者である第3級一時金該当者を1名、中度障害者である第8級から11級の一時金該当者を9名、軽度障害者である第12級から第14級の見舞金該当者を269名として、参加中279件1億162万円を見込んだ。

参加外の障害一時金及び障害見舞金については中度障害者である第10級から11級の一時金該当者を2名、軽度障害である第12級から第14級の見舞金該当者を24名として、参加外26件723万円を見込んだ。

以上より参加中及び参加外の合計305件1億885万円を計上する。

#### 障害年金

障害年金受給者は現在26名であるが、本年度予算は同年金該当者の他、重度障害者(第1級～第4級及び第5級の一部)の動向も勘案の上、新規該当者1名を新たに見込み、合計27名8,266万円を障害年金特別会計に計上する。

#### (5) 遺族給付

本年度の遺族給付は、本人死亡について競走中1名7,500万円、訓練中1名4,000万円、練習中1名3,000万円、その他1名500万円、計4名1億5,000万円を計上する。

(6) 遺体輸送給付

遺体輸送給付は、参加中の競走中1名、50万円を計上する。

(7) 障害特別見舞金

障害年金施行前に重度障害になった者へ見舞金として支給される障害特別見舞金の受給者は、現在5級に該当する者2名である。

本年度の重度障害者に対する障害特別見舞金の予算は、受給者2名96万円を計上する。

### 3. 競輪選手オリンピック年金事業

競輪選手オリンピック年金事業は、競輪選手がオリンピック競技大会に参加し3位までに入賞した場合、その功績に報いるため年金を支給するものである。

本年度予算は、競輪選手オリンピック年金受給者1名分84万円を競輪選手オリンピック年金特別会計に計上する。

また、現在該当する5名の支給総額は既に積み立てているため、同年金基金より生じる特定資産利息収入1万円を一般会計へ繰り入れる。

### 4. 育英金事業

育英金事業は、正会員が死亡又は負傷等により障害年金に該当した者の子弟を対象に「幼稚園から高等学校または高等専門学校」まで育英年金と一時金を支給することにより生活を安定させ、かつ、社会に有用な人材を育成することを目的としている。

この運用財源については育英基金からの運用益を充てているが、近年の金融情勢においては受取利息だけでは不足額が生じるため、その不足分については一般会計から繰り入れて事業を執行する。

本年度予算は、育英年金継続者27名に新規該当者3名を見込み合計30名972万円、また育英一時金7名90万円の合計1,062万円を育英金特別会計に計上する。

## 5 . 貸 付 事 業

貸付事業は、正会員の臨時の支出に対する資金の貸付を一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の区分により行い、正会員及びその家族の生活の安定を図ることを目的としている。

一般貸付は、正会員が居住する家屋等の購入もしくは改築、練習用自動車の購入、正会員の転居、正会員又は家族の負傷疾病による療養その他の事由により貸付が必要となった者に対し、貸付事由に応じて貸金業法の総量規制及び退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。また、本年度より在籍年数ごとに設定している貸付金額の範囲を個人ごとの退職給付金の範囲とする規程の一部改正を行い、更なる利便性の向上を図る。

正会員は、他の職種に比較し一般の金融機関から住宅取得等を事由とする貸付には審査が厳しい状況にあることから、本会の貸付制度に対する需要は高く、一般貸付における貸付事由の割合は土地家屋の購入等の住宅関連の貸付が過半数近くを占めている。

本年度の一般貸付は、昨年度の実績等を勘案し住宅関係によるもの42口、車の購入及びその他の貸付事由によるもの108口、合計150口の貸付を計上する。また、一般貸付は本会が金融機関から借り入れた資金を正会員に貸し付けることから、その貸付利率については年度末における金融機関との約定金利を適用する。

罹災貸付は、正会員が現に居住している家屋が火災又は水害等による被害を受けた場合に、その被害の程度に応じて退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける。特別罹災貸付は、正会員の居住している地域が激甚災害法の指定を受けた災害等により被害を蒙ったときに、退職給付金の範囲内で一定額を貸し付ける制度である。これらの貸付については本会の資金を充てていることから、利率については現行どおり年利1.2%とする。

一般貸付、罹災貸付及び特別罹災貸付の貸付金の回収処理は、競輪参加時は公益財団法人JKAの電算処理システムに委託、退会時に貸付残金がある者については日本競輪選手会から支給される退職給付金から清算することにより本年度も完全な回収を図ることとする。

## 6 . 広 報 活 動

広報活動については、共済事業に関する周知啓もうを図るため、共済会設立以来の事業改正内容及び変遷を記載した「共済会の概要」や給付事業内容を具体的に説明した「共

済会の手引」を発行する。

さらに、日本競輪選手会発行の機関紙「プロサイクリスト」に最新の事業内容等を随時掲載する。また、ホームページにおいて予算・決算その他本会の概要及び公益目的事業（AED普及事業）を公開していく。

## 7．調査統計資料の作成

調査統計資料は、共済事業の実態を把握し統計的に集計したものであるが、将来における共済事業の動向を見極め、公正安全な競走を行う上からも貴重な資料となる。

本年度も、過去における共済事業の経緯・給付実績を示した推移統計表及び前年度の各給付を集計した「共済事業調査統計表」を作成し、各関係団体に配付する。

## 8．業務委託契約者との連携

共済事業を適正円滑に処理するため、本年度も競輪参加中に関わる業務はJKAに、居住地扱いに関わる業務は日本競輪選手会にそれぞれ業務委託し、共済事業が迅速かつ適正に運営できるよう万全を期す。

また、退職給付及び競輪選手年金事業については、日本競輪選手会から支給に関わる事務を受託し適正円滑な給付事務処理を行う。

なお、共済事業内容の周知徹底を図るためJKA及び日本競輪選手会の共済会業務に携わる事務担当者を対象に事務連絡会を開催し、日常業務の諸問題について意見交換を行い適正かつ円滑な事務処理に努める。

## 9．職員の研修

本会事業の中にあって、給付関係業務は専門的な知識が要求される部分があることから、随時、専門医を招聘し給付審査上における問題点の解消等知識の向上を図り、事務処理を適正に進める。

さらに、職員を競輪場や関係医療機関等に随時派遣し、現場業務の実態を把握させる等、資質及び実務の向上を図る。

## 10 . AED( 自動体外式除細動器 )普及事業

AED( 自動体外式除細動器 )普及事業は、公益目的支出計画に掲げる実施事業として、心肺停止等の緊急事態発生時に即応できるよう、すべての競輪場及び主に選手が利用する自転車競技場にAEDを設置している。

また、競輪場及び自転車競技場のAED管理者並びに日本競輪選手会支部と連携し、定期的なAED点検確認報告を受けるとともに、本会職員を逐次派遣し、AED設置状況の確認及び管理状況についてその実態把握に努める。

さらに、緊急救命時の迅速な対応が行えるよう、選手及びJKA各競技部現場担当者などへの習熟を図るため、日本競輪選手会本部・支部及びJKA地区本部・支部を通じ希望を募りAED講習会を実施する。

## 11 . 退職選手職業指導委員会

選手引退後の就職状況に関するアンケート調査を実施するとともに、セカンドキャリアサポートとして退職した競輪選手の雇用に関心を示す企業を開拓し、本会ホームページあるいは日本競輪選手会支部を介してその情報を提供していくことに努める。